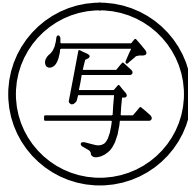


令和 3 年度決算に係る健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

本庄市監査委員



本 監 発 第 2 3 号
令 和 4 年 9 月 7 日

本庄市長 吉 田 信 解 様

本庄市監査委員 岩 堀 薫

本庄市監査委員 早 野 清

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間 令和4年8月12日から同年8月31日まで

3 審査の結果

(1) 健全化判断比率

ア 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 健全化判断比率 | 令和3年度 | 令和2年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|-------|-------|---------|--------|
| ①実質赤字比率 | — | — | 12.57% | 20.00% |
| ②連結実質赤字比率 | — | — | 17.57% | 30.00% |
| ③実質公債費比率 | 3.7% | 3.7% | 25.0% | 35.0% |
| ④将来負担比率 | — | — | 350.0% | |

(注：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が生じていないため、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を超えているため、「—」と表示している。)

イ 個別意見

①実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字額はないため、実質赤字比率は算定されない。なお、本市の早期健全化基準は12.57%である。

②連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字額はないため、連結実質赤字比率は算定されない。なお、本市の早期健全化基準は17.57%である。

③実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は3.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。前年度と比較すると横ばいとなっているが、今後は公共施設の長寿命化修繕等の大規模改修工事が控えているため公債費については増加が見込まれることから、公共施設維持保全計画や各施設で定めた長寿命化計画等に基づいて計画的に公共施設の修繕・更新を行うことや、引き続き有利な地方債の活用や地方債の計画的な借入、国庫補助金等の特定財源の確保を図り、財政の健全化に努められたい。

④将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、前年度と同様、充当可能財源等が将来負担額を超えているため、比率は算定されない。なお、早期健全化基準は350.0%である。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(2) 資金不足比率

ア 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 特別会計の名称 | 令和3年度 | 令和2年度 | 経営健全化基準 |
|---------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計 | — | — | 20.0% |
| 下水道事業会計 | — | — | 20.0% |

(注：資金不足比率については資金不足が生じていないため、「—」と表示している。)

イ 個別意見

水道事業会計、下水道事業会計の資金不足額はなく、資金不足比率は算定されないが、引き続き経営の健全化に努められたい。なお、経営健全化基準はそれぞれ20.0%である。

ウ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。